

## ○魚沼市景観作物植栽事業補助金交付要綱

令和3年7月16日  
告示第128号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の農地の保全及び遊休農地等解消並びに観光誘客に資するため、景観作物植栽事業(以下「植栽事業」という。)の実施に当たり、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、魚沼市補助金等交付規則(平成16年魚沼市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(遊休農地等の定義)

第2条 この要綱において遊休農地等とは、現に耕作されておらず次の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 1年以上の耕作が見込まれない農地
- (2) 利用の程度が周辺地域に比べ著しく劣っていると認められる農地

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、市内の農地の保全及び遊休農地等の解消並びに観光誘客を図るため、市が別に指定する景観作物のうち同一品目を10アール以上植栽する事業(以下「事業」という。)とする。

2 景観作物による誘客効果を上げるため、魚沼市地域バイオマス利活用施設で製造した堆肥を10アール当たり2トン以上散布しなければならない。ただし、堆肥及び堆肥散布に係る費用は、市が負担するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 市が実施する他の制度による補助を受けている事業
- (2) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体の補助又は委託を受けている事業
- (3) その他市長が適当でないとした事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる景観作物及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、販売若しくは転売若しくは譲渡を目的として購入したもの又は販売を目的として栽培するものは、補助対象外とする。

(補助対象者)

第5条 第1条に掲げる目的を達成するために、事業が実施可能であり、魚沼市に住所を有する団体でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者は、補助金を受けることができない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、景観作物植栽事業補助金交付申請書(様式第1号)により、市税の滞納がないことの証明書及び作付箇所位置図と現況が確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、法人でない団体にあつては、構成員に市税の滞納がないことの証明書を添付しなければならない。

2 前項の市税の滞納がないことの証明は、市長が公簿によって確認できるときは添付を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合は、景観作物植栽事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定に係る作付行為(以下「交付決定事業」という。)が完了したとき(交付決定事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、景観作物植栽事業補助金実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書
- (2) 作付位置図
- (3) 作付写真(事業完了写真)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、市長が定める日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、[前条第1項](#)の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、景観作物植栽事業補助金交付確定通知書([様式第4号](#))により、確定内容を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、[前条](#)の交付確定通知を受けたときは、景観作物植栽事業補助金請求書([様式第5号](#))を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、[前条](#)の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 補助事業者が、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認められるときは、市長は補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) [前号](#)に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

附 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

別表(第4条関係)

景観作物	補助対象経費	補助率
菜の花、れんげ、ヒマワリ、その他市長が認めたもの	種子の購入に係る経費 除草作業に係る経費 耕起等作業に係る経費	補助対象経費の10分の10以内の額で、10アール当たり20,000円を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

[様式第1号\(第6条関係\)](#)

様式第1号(第6条関係)

## 景観作物植栽事業補助金交付申請書

年 月 日

魚沼市長 様

申請者 住 所  
 団 体 名  
 代表者名  
 電話番号

魚沼市景観作物植栽事業補助金交付要綱第6条の規定により、添付書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

## 記

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円(1,000円未満切捨て)

2 作付地所在地

住 所	地 目	台帳面積(m <sup>2</sup> )	備 考
		作付面積(m <sup>2</sup> )	

3 種子等の購入費

作 物 名	数 量	購入金額	備 考
購入金額合計			

4 作業委託・除草等に要する経費

作 業 名	単 価 等	金 額	備 考
経費合計			

5 添付書類

- ① 市税に滞納がないことの証明書(下記承諾を行う場合は不要)
- ② 作付位置図
- ③ 作付前写真
- ④ その他(土地賃貸借契約書等)

※景観作物の植栽に要した費用の領収書は、実績報告書を提出するときに添付が必要です。

市税の納入状況を確認するため課税情報を照会することを承諾します。

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

[様式第2号\(第7条関係\)](#)

様式第2号(第7条関係)

景観作物植栽事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

魚沼市長



年 月 日付けで申請のあった魚沼市景観作物植栽事業補助金については、下記のとおり交付を決定したので、魚沼市景観作物植栽事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額      金                      円
- 2 交付条件
  - (1) この補助金は、魚沼市景観作物植栽事業以外の経費に使用しないこと。
  - (2) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は要綱に定める事項に違反した場合は、補助金を返還するものとする。

[様式第3号\(第8条関係\)](#)

様式第3号(第8条関係)

## 景観作物植栽事業補助金実績報告書

年 月 日

魚沼市長 様

申請者 住 所  
 団 体 名  
 代表者名  
 電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、魚沼市景観作物植栽事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

1 補助金交付対象経費実績額 金 \_\_\_\_\_ 円(1,000円未満切捨て)

2 作付地所在地

住 所	地 目	台帳面積(m <sup>2</sup> )	備 考
		作付面積(m <sup>2</sup> )	

3 種子等の購入費

作 物 名	数 量	購入金額	備 考
購入金額合計			

4 作業委託・除草等に要した経費

作 業 名	単 価 等	金 額	備 考
経費合計			

5 事業着手年月日 年 月 日

6 事業完了年月日 年 月 日

7 交付決定額 円

8 添付書類

- ① 領収書  
 ② 作付位置図  
 ③ 作付写真(事業完了写真)  
 ④ その他( )

[様式第4号\(第9条関係\)](#)

様式第4号(第9条関係)

景観作物植栽事業補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

魚沼市長



年 月 日付けで実績報告のあった魚沼市景観作物植栽事業補助金については、下記のとおり補助金交付額を決定したので、魚沼市景観作物植栽事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

[様式第5号\(第10条関係\)](#)

様式第5号(第10条関係)

## 景観作物植栽事業補助金請求書

年 月 日

魚沼市長 様

申請者 住 所  
 団 体 名  
 代表者名  
 電話番号

㊞

年 月 日付け、第 号で交付確定通知のあった魚沼市景観作物植栽事業補助金について、下記金額を交付されたく請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 支払方法 精算払

3 振込先

金融機関名	銀行 信用組合 農協 金庫		支店名	本店 支店
	預金の種類	1 普通 2 当座		